

改正案	現行
<p>第一章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第四条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 期間業務職員 相当の期間任用される職員を就けるべき官職以外の官職である非常勤官職であつて、一會計年度内に限つて臨時的に置かれるもの（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職その他人事院が定める官職を除く。）に就けるために任用される職員</p> <p>第四章 非常勤職員の特例</p> <p>(非常勤職員の採用の方法)</p> <p>第四十六条 非常勤職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。以下同じ。）の採用は、第二章第二節の規定にかかわらず、面接、経歴評定その他の適宜の方法による能力の実証を経て行うことができる。ただし、期間業務職員を採用する場合におけるこの項の規定の適用については、「経歴評定」とあるのは</p>	<p>第一章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第四条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第四章 非常勤職員の特例</p> <p>(非常勤職員の採用の方法)</p> <p>第四十六条 非常勤職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。以下同じ。）の採用は、第二章第二節の規定にかかわらず、面接、経歴評定その他の適宜の方法による能力の実証を経て行うことができる。</p>

、「及び経歴評定」とする。

2 任命権者は、非常勤職員の採用に当たっては、インターネットの利用、公共職業安定所への求人申込み等による告知を行い、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 官職に必要とされる知識、経験、技能等の内容、官署の所在地が離島その他のへき地である等の勤務環境、任期、採用の緊急性等の事情から公募により難い場合

二 期間業務職員を採用する場合において、前項に定める能力の実証を面接及び期間業務職員としての従前の勤務実績に基づき行うことができる場合であつて公募による必要がないときとして人事院が定めるとき。

(非常勤職員の任期)

第四十六条の二 期間業務職員を採用する場合は、当該採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任期を定めるものとする。

2 任命権者は、特別の事情により期間業務職員をその任期満了後も引き続き期間業務職員の職務に従事させる必要が生じた場合には、前項に規定する期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、期間業務職員の採用又は任期の更新に当たっては、業務の遂行に必要な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任

2 任命権者は、非常勤職員の採用に当たっては、インターネットの利用、公共職業安定所への求人申込み等による告知を行い、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、官職に必要とされる知識、経験、技能等の内容、官署の所在地が離島その他のへき地である等の勤務環境、任期、採用の緊急性等の事情から公募により難い場合にあつては、この限りでない。

(新設)

期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。

4 期間業務職員以外の非常勤職員について任期を定める場合においては、前項の規定を準用する。

5 第四十二条第三項の規定は、非常勤職員の任期を定めた採用及び任期の更新について準用する。

(非常勤職員の昇任等の方法)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 非常勤職員以外の非常勤官職（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を除く。以下同じ。）への昇任等は、第二章第三節の規定によらないで行うことができず、この場合においては、第四十六条第一項の規定に準じて、必要な能力の実証を行うものとする。

(非常勤職員の昇任等の方法)

第四十七条 非常勤職員の常勤官職への昇任等は、第二章第三節の規定によらないで行うことができる。この場合においては、第二十一条の規定に準じて官職に係る能力及び適性を有するかどうかの判定を行うとともに、第二十二条第一項の規定に準じて募集を行うものとする。

2 任命権者は、前項の規定により補充しようとする官職が試験対象官職である場合にあっては、異動させようとする職員（当該職員は、当該試験対象官職に係る名簿又は当該補充しようとする官職と職務の内容が十分類似する他の官職に係る名簿に記載されている者でなければならぬ。）について面接を行い、その結果を考慮して昇任等を行うものとする。

3 非常勤職員以外の非常勤官職（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を除く。以下同じ。）への昇任等は、第二章第三節の規定によらないで行うことができず、この場合においては、前条第一項の規定に準じて、必要な能力の実証を行うものとする。

(条件付任用期間の特例)

第四十八条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、一月を超える任期を定めた期間業務職員の採用は、その採用の日から起算して一月間条件付のものとし、その間その職務を良好な成績で遂行したときは、その期間の終了前に任命権者が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において、当該期間業務職員の採用は正式のものとなる。

3 第三十三条及び第三十四条の規定は、前項の規定による条件付採用期間について準用する。この場合において、同条中「六月間」とあるのは「一月間」と、「九十日」とあるのは「十五日」と、「当該条件付採用期間の開始後一年」とあるのは「当該職員の任期」と読み替えるものとする。

(条件付任用期間の特例)

第四十八条 内閣府設置法第十八条の重要政策に関する会議又は同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等、官内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第一項の機関若しくは国家行政組織法第八条の審議会等の非常勤官職又はこれらに準ずる非常勤官職(以下この条及び次条において「審議会等の非常勤官職」という。)に採用し、審議会等の非常勤官職以外の非常勤官職に第四十六条の規定により若しくは一年を超えない任期を定めて採用し、又は非常勤官職に昇任させる場合には、これらの採用又は昇任は、条件付のものとしなす。

(新設)

(新設)

第五章 離職等

(免職及び辞職以外の退職)

第五十二条 (略)

第五章 離職等

(免職及び辞職以外の退職)

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合においてその任期が更新されなるときは、職員は、当然退職するものとする。法第六十条第三項の規定により臨時的任用が取り消されたときも、同様とする。

一 臨時的任用の期間が満了した場合

二 法令により任期が定められている場合において、その任期が満了したとき。

三 前号に掲げる場合のほか、任期を定めて採用された場合において、その任期が満了したとき。

2 前項第三号の場合において、日々雇い入れられる職員が引き続き勤務していることを任命権者が知りながら別段の措置をしないときは、従前の任用は、同一の条件をもって更新されたものとする。

第六章 任免の手續

(通知書の交付を要しない場合)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前二条の規定にかかわらず、通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって通知書の交付に代えることができる。

一・二 (略)

(削除)

第六章 任免の手續

(通知書の交付を要しない場合)

第五十五条 (略)

一・二 (略)

三 非常勤官職に職員を転任させ、配置換えし、又は併任し、若しくはその併任を解除した場合（任期の更新を伴う場合を除く。）

四・五（略）

三 非常勤官職に職員を転任させ、配置換えし、又は併任し、若しくはその併任を解除した場合

四・五（略）